

佐賀県育成会だより

～知的障がい者のしあわせ～

第73号 令和8年7月15日発行



～佐賀県手をつなぐ育成会～

詳しくはホームページをご覧ください。

この機関紙は“赤い羽根共同募金”
の配分金を受けて刊行しています。
寄付者の皆様ありがとうございました。



成年後見制度（民法）の改正について

一般財団法人佐賀県手をつなぐ育成会 会長 大竹 義治



会長職に就任し今年4年目を迎えましたが、不慣れな私を支えていただいた理事の皆様並びに会員の皆様に紙面を通じて感謝申し上げたいと思います。

さて、会員の皆様にとって最も関心が高いテーマは「親なき後」であり、その基盤となる「成年後見制度」の今後だと思っています。

現行の「成年後見制度」は、制度の周知不足で利用を控えているわけではなく、一度使うと戻れず後見人等の変更もできず、財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分な割に報酬が高いという課題が指摘されていました。

さらに、国連の障害者権利委員会から日本の成年後見制度が本人の法的能力を制限し、意思決定を「代行」している点を厳しく批判されていました。

これらの課題を解決するために、成年後見制度（民法）が令和8年6月改正されました。

周知期間（2年6か月以内）が必要なため施行日は不明ですが、今後の情報にご注目していただきたいと思っています。

改正要綱をまとめた法制審議会民法（成年後見等関係）部会では、知的障害者に影響のある部分として、大きく次の5点の見直しが示されていました。

- (1) 後見類型、補佐類型の廃止（補助類型のみの運用）
- (2) 本人の意思表示が難しい場合の対応
- (3) 包括的でなく、個別的な権限付与
- (4) 「おわり」のある後見制度への変更
- (5) 補助人の交代余地を拡大
- (6) 制度開始前後における本人の意思尊重



なお、この制度を実効性のある制度にするためには、親なき後の障害者がわずかな収入でも利用できるよう報酬の助成制度（地域生活支援事業の拡充など）を設けていただくとともに、成年後見制度を利用していない間の権利擁護体制を構築する必要があると思っています。

このような制度改正のためには、さらなる会員の皆様のお力添えが必要です。

佐賀県手をつなぐ育成会は、令和8年6月から各市町の手をつなぐ育成会及び保護者会（家族会）の会長の皆様に評議員に就任していただいております。

各市町の手をつなぐ育成会及び保護者会（家族会）の会員の皆様のご意見等を真摯に受け止め、本会の活動を活性化したいと願っておりますので、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第67回障がい児(者)の教育・福祉・就労研修佐賀県大会日程について

毎年、7月の最終日曜日に開催しておりましたが、ここ数年の猛暑をうけ、開催月を変更した方がいいのではないかと話し合いをしてきました。協議の結果、今年は令和8年11月29日（日）に開催することとなりました。場所はドゥイング三日月（小城市）となります。

皆さまの、ご参加をお待ちしております。

2026年4月1日から

対象：16歳以上
自転車 の違反に 青切符 (交通反則通告制度) が適用されます！

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を！

16歳以上が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等(保持)

反則金 12,000円

信号無視

反則金 6,000円

警察庁・都道府県警察

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導警告」を行います。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度

反則行為

青切符

反則金を納付

終了

刑事手続

重大な違反や交通事故を起こしたとき

赤切符等

反則金を不納付

刑事手続へ

出頭・取調べ、裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

反則金
12,000円
●携帯電話使用等(保持)
7,000円
●遮断踏切立入り
6,000円
●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等
5,000円
●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良
3,000円
●並進禁止違反
●軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

自転車運転者講習とは

違反時の対応

違反した場合は「青切符」が交付され、反則金が課せられます。

- ①警察官から違反の説明
- ②青切符の交付
- ③期日までに反則金を納付



警察官がその場で反則金を徴収することはありません！



自転車ものれば、車のなかまも
ルールを守って楽しくのりましょう!!



ヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークは外見から分かりにくい障害や病気を持つ人が周囲に配慮を必要としていることを伝えるものです。

※無 料 (障害者手帳や診断書などの提示は不要です)

佐賀県での交付場所は以下の通りです

- ・各保健福祉事務所
- ・県庁障害福祉課
- ・県難病相談支援センター
- ・各市町窓口 (コミュニティセンターなど)
- ・JR佐賀駅、武雄温泉駅、嬉野温泉駅
鳥栖駅、新鳥栖駅、唐津駅、肥前鹿島駅



裏面に付属のシールを貼り、緊急連絡先や必要な配慮や支援等を自由に記入して伝えることができます！



令和7年度 事業所協議会ボウリング大会

日時：令和8年2月13日（金）・14日（土）

場所：ラウンドワン（佐賀市）

事業者協議会ボウリング大会を開催しました。

今回も各レーン1位賞のメダルや総合優勝、真ん中賞、ブービー賞のトロフィーを準備しました。

参加者205名は各賞を目指して、楽しくプレーをされました。



総合優勝 西村 拓朗さん（まごころ授産所）
真ん中賞 坂田 賢飛さん（ライフサポートはる）
ブービー賞 佐々木良寛さん（やきものの里）

※令和8年度のボウリング大会は8月21日（金）・22日（土）に開催予定です。



総合優勝 西村 拓朗さん
（まごころ授産所）



真ん中賞 坂田 賢飛さん
（ライフサポートはる）



令和7年度 社会福祉功労者厚生労働大臣表彰受賞

表彰受賞者 中島 直幸 唐津市育成会前会長

昭和60年から令和8年5月まで、唐津市手をつなぐ育成会の理事、副会長及び会長を歴任。平成19年からは佐賀県手をつなぐ育成会評議員、平成21年からは同会理事に就任。平成21年に同会副会長、平成22年から3年間は会長として、障害者の家族及び本人の生活、就労を支援。佐賀県手をつなぐ育成会会長退任後も引き続き理事として会の運営に貢献。以上のように、永年、知的障害者（児）の福祉の増進のため尽力され、その功績は顕著であることによって表彰されました。



益々のご活躍
お祈り申し上げます

令和8年度 佐賀県手をつなぐ育成会行事予定

7	16日（木）	事業所協議会連絡会	パラスポーツセンター研修室
8	7日（金）	理事委員会	福祉会館 集会室
	21日（金）	事業所協議会ボウリング大会	ラウンドワン
	22日（土）		ボウルアーガス
	28日（金）	評議員懇談会	福祉会館 集会室
9	12日（土）	九州地区手をつなぐ育成会連絡協議会第2回役員会	熊本市
	13日（日）	第65回九州地区手をつなぐ育成会 熊本大会	熊本市
	19日（土）	全国手をつなぐ事業所協議会全国研修大会 広島大会	広島市
10	22日（木）	事業所協議会運動会	未定
11	1日（日）	第11回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会 神戸大会	兵庫県神戸市
	29日（日）	第67回障がい児（者）の教育・福祉・就労研修佐賀県大会	ドゥイング三日月（小城市）
12	13日（日）	第15回障害者の主張大会	アバンセ（佐賀市）
1	未定	評議員会	未定
2	中旬	九州地区手をつなぐ育成会連絡協議会第3回役員会	オンライン（予定）
3	未定	理事会	未定

佐賀県手をつなぐ育成会

理 事 令和7年6月20日～令和9年定時評議員会終結のとき
評議員 令和8年6月19日～令和12年定時評議員会終結のとき

会 長	大竹 義治（鳥栖市）
副 会 長	藤瀬利恵子（佐賀市） 長尾 千夏（佐賀市）
理 事	加藤 弘子（神埼市） 田中 壮子（鹿島市） 梶川ゆり子（武雄市） 川副 李恵（佐賀市） 前田佳代子（小城市） 中島 直幸（唐津市） 坂本 まり（伊万里市） 森 教子（くろかみ学園・すみよしの里） 山内 照代（福祉サービス経験者）
評 議 員	牧崎 茂（鳥栖市） 三城眞喜枝（神埼市） 志賀佐由美（みやき町） 東島百合子（武雄市） 東嶋美佐江（白石町） 福田まゆみ（嬉野市） 酒井 明子（江北町） 中原啓次郎（鹿島市） 大久保真由美（佐賀市） 松瀬さおり（小城市） 根本 恵子（唐津市） 林 雅彦（伊万里市） 藤 隆信（有田町） 岡部 洋子（めぐみ園） 山田 英子（富士学園） 福永 修一（若木園） 新納めぐみ（くろかみ学園・すみよしの里） 井上 博夫（からつ学園）
監 事	本告ミヨ子（佐賀市） 齊藤 恭江（みやき町）

◎一般財団法人佐賀県手をつなぐ育成会事業別経常収支決算額一覧

単位：円

年度		R 7			R 6		
事業名		収 益	経 費	収支差	収 益	経 費	収支差
	本人活動事業	0	179,971	△ 179,971	0	121,551	△ 121,551
	大会事業	1,081,000	2,885,994	△ 1,804,994	794,600	2,644,302	△ 1,849,702
	地域移行促進事業	2,530,000	2,669,321	△ 139,321	2,530,000	2,986,313	△ 456,313
	計	3,611,000	5,735,286	△ 2,124,286	3,324,600	5,752,166	△ 2,427,566
収益事業	共同生活援助事業 (GH)	42,752,502	44,941,755	△ 2,189,253	42,895,486	42,739,020	156,466
	保険代理店事業			0	113,355	57,907	55,448
	児童発達支援事業 (あいあい相談支援含む)	34,958,618	29,272,339	5,686,279	34,842,388	28,329,900	6,512,488
	計	77,711,120	74,214,094	3,497,026	77,851,229	71,126,827	6,724,402
法人会計		2,628,837	2,777,894	△ 149,057	2,517,304	2,802,837	△ 285,533
総 計		83,950,957	82,727,274	1,223,683	83,693,133	79,681,830	4,011,303

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の会員様へ

手をつなぐがん保険

加入できます！

右記動画の中で、前会長の久保顧問とぜんち共済代表の榎本が「手をつなぐがん保険」への思いについて対談しています。また、又村事務局長による加入方法のご案内もございます。ぜひご覧ください!!

なぜ障害のある息子はがん保険に加入できないのでしょうか？

(※) ぜんち共済お客様アンケートより

障害のある方とそのご家族をワイドにお守りする保険です

動画はこちら▶

<https://youtu.be/fEq90DNV6wM>



手をつなぐがん保険
3つの特長

1 代理手続き
代理告知が可能
障害のある方向け
プラン

2 告知対象
疾患の緩和
障害のある方向け
プラン

3 “親なきあと”に
備える補償
障害のある方
のご家族向けプラン

詳しい資料のご請求・お問い合わせはこちら

関東財務局長（少額短期保険）第14号

ぜんち共済株式会社

0120-322-150

〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5
九段北325ビル4階

URL: <https://www.z-kyosai.com/>
平日10時～16時 / 土日・祝日・年末年始を除く

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

TEL: 03-3515-4126 / 平日9時～17時

Z011-2409R10



WEBからも
資料請求
できます

資料請求
フォーム▶



※契約にあたっては「ご契約に際しての重要事項」「約款」「東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。